

第2.1期第2回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会

議 案

議案第 1 号 遊漁規則変更認可（内共第 1 8 号）について（諮問） 内共第 1 8 号 阿賀川非出資漁業協同組合

遊漁規則について	1 ~ 2
諮問文	3
新旧対照表	4
審査一覧	5
審査内容一覧	6
遊漁規則変更認可申請書（写）	7
答申文（案）	8

議案第 2 号 遊漁規則変更認可（内共第 2 1 号）について（諮問） 内共第 2 1 号 只見川漁業協同組合

諮問文	9
新旧対照表	1 0
審査一覧	1 1
審査内容一覧	1 2
遊漁規則変更認可申請書（写）	1 3
答申文（案）	1 4

議案第 3 号 遊漁規則変更認可（内共第 2 4 号）について（諮問） 内共第 2 4 号 伊北地区非出資漁業協同組合

諮問文	1 5
新旧対照表	1 6 ~ 2 0
審査一覧	2 1
審査内容一覧	2 2
遊漁規則変更認可申請書（写）	2 3
答申文（案）	2 4

議案第 4 号 遊漁規則変更認可（内共第 2 7 号）について（諮問） 内共第 2 7 号 伊北地区非出資漁業協同組合

諮問文	2 5
新旧対照表	2 6 ~ 2 8
審査一覧	2 9
審査内容一覧	3 0
遊漁規則変更認可申請書（写）	3 1
答申文（案）	3 2

議案第 5 号 遊漁規則変更認可（内共第 2 5 号）について（諮問）
内共第 2 5 号 南会津西部非出資漁業協同組合

諮問文 -----	3 3
新旧対照表 -----	3 4
審査一覧 -----	3 5
審査内容一覧 -----	3 6
遊漁規則変更認可申請書（写） -----	3 7
答申文（案） -----	3 8
遊漁規則の変更手続きについて -----	3 9
遊漁規則認可基準 -----	4 0
遊漁規則認可基準細則 -----	4 1

報 告 事 項

ア

令和 5 年度第五種共同漁業権免許公示にかかる手続き等について -----	4 2
---------------------------------------	-----

イ

全国内水面漁場管理委員連合会令和 3 年度通常総会について	
通常総会次第 -----	4 9
第 2 号議案 令和 3 年度事業計画案及び収支予算案について -----	5 0
第 3 号議案 令和 3 年度提案書案について -----	5 4

そ の 他

福島県漁業調整規則の改正について -----	6 5
------------------------	-----

遊漁規則について

令和3年7月30日

福島県農林水産部水産課

1 概 要

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合が、その漁業権漁場内で組合員以外の者（＝遊漁者）が行う漁業権対象種の採捕（＝遊漁）について一定の制限をするときに、都道府県知事の認可を受けて定めなければならない規則。

（根拠法：漁業法第170条第1項）

（参 考）

漁業権行使規則・・・漁協が、組合員が行う漁業権に基づく漁業について、資格や区域、期間、漁業の方法等を定めているもの。制定、変更には都道府県知事の認可が必要。

2 遊漁規則について

（1）規則に定める内容

漁業法第170条第1項に規定。

- ・ 遊漁についての制限の範囲
 - 採捕期間、漁具、漁法、採捕の禁止区域、採捕サイズなど
- ・ 遊漁料の額及びその納付の方法
 - 年券、日づり券、現場加算額 納付場所
- ・ 遊漁承認証に関する事項
 - 遊漁承認証の様式
- ・ 遊漁に際し守るべき事項
- ・ その他農林水産省令で定める事項
 - 漁場監視員に関する事項、違反者に対する措置に関する事項

（2）認可の基準

漁業法第170条第5項に規定。

都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- ・ 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- ・ 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

（3）認可の手続き

漁業法第170条第1項、第3項、第4項、第7項、第8項に規定。

- ・ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域にお

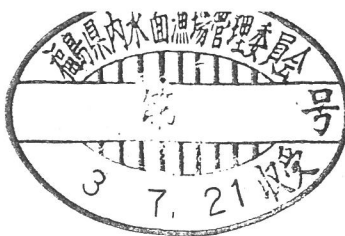
いてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ・遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ・第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

- ・都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

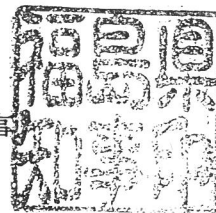
- ・遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても同様とする。



3 生流第 1 5 5 7 号
令和 3 年 7 月 2 1 日

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優 様

福 島 県 知 事



遊漁規則変更認可（内共第 1 8 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 7 0 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者 阿賀川非出資漁業協同組合代表理事組合長 眞壁 純一
- 2 遊漁規則変更の内容及び理由
 - (1) 内容
遊漁料（現場加算額）の変更
 - (2) 理由
無券遊漁者の抑止と遊漁料増加による財政状況改善のため
- 3 添付書類
 - (1) 遊漁規則変更新旧対照表
 - (2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379）

阿賀川非出資漁業協同組合内共第十八号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

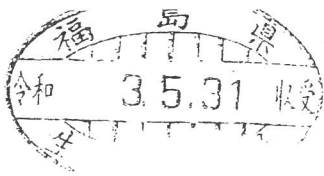
変 更 (案)			現 行		
第一条～第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小・中学生又は肢体不自由者のときは、無料とする。			第一条～第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小・中学生又は肢体不自由者のときは、無料とする。		
魚 種	あゆ	竿釣	あゆ	竿釣	魚 種
	な、うぐい、わかさぎ、いwana、やまめ	竿釣	な、うぐい、わかさぎ、いwana、やまめ	竿釣	漁具・漁法
遊 漁 料			遊 漁 料		
一日 二、四二〇円(事務所又は取扱所) 一日 四、八四〇円(遊漁現場) 一年 一、〇〇〇円			一日 二、四二〇円(事務所又は取扱所) 一日 二、七五〇円(遊漁現場) 一年 一、〇〇〇円		
2 略			2 略		
第八～第十二条 略			第八～第十二条 略		
附 則			附 則		
この規則は、令和四年一月一日から施行する。			この規則は、令和四年一月一日から施行する。		

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第18号 阿賀川非出資漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 遊漁料完全徴収のための方策 5 通常総会議事録謄本 6 通常総会議案書（令和3年度）
変更内容		第7条に規定するあゆ並びこい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめの竿釣に係る遊漁料（現場加算額）の変更。
変更理由		・遊漁料の現場加算額が高額であることを周知し、事前に遊漁券を購入してもらい、無券遊漁者の抑止をするとともに、遊漁料の売上を増やし、組合の安定運営につなげるため、遊漁料の変更（現場加算額の変更）をするもの。
水第 48 条 第 50 条 第 52 条 関 係 法 係	総代会の議決	令和3年3月21日（日）
	総代数	98名
	出席した総代数	71名 （本人出席14名、書面議決57名）
	賛成者数	70名（議長を除く全員）賛成（出席者13名、書面議決57名を含む）
	適否	適
漁第 1 7 業0 条 関 係 法 係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	－（遊漁を制限する事項に関して変更なし）
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	適（県の遊漁規則認可基準及び遊漁規則認可基準細則を満たしている）

(内共第18号 阿賀川非出資漁業協同組合 令和3年5月21日付け変更認可事前申請)

認可基準	内 容	適否
1	遊漁を不当に制限しないものであること。	—
(1)	組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。	
2	遊漁料の額が妥当なものであること。	適
(1)	遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	
ア	一般管理費の経費節減	—
イ	増殖事業の適正化	適
	・令和元年度:あゆ、ふな以外の、他の魚種について目標増殖量を達成している。	
	(ふな) 国からの出荷制限が指示(継続)されており、事前協議により県が異議なしの回答をしているもの。	
	(あゆ) 目標増殖量を概ね達成できている。	
	・令和2年度:ふな以外の、他の魚種について目標増殖量を達成している。	
	(ふな) 発注先で、ふな種苗の調達を整わず、目標増殖量を達成できなかった。	
	こい・kg ふな・kg あゆ・kg うぐい・尾 いwana・尾 やまめ・尾 わかさぎ・万粒	
	目標増殖量(R元) 700 700 678 35,000 28,000 14,000 70	
	増殖実績(R元) 700 100% 450 64% 660 97% 35,000 100% 30,300 108% 17,100 122% 200 286%	
	目標増殖量(R2) 700 700 678 35,000 28,000 14,000 70	
	増殖実績(R2) 800 114% 350 50% 760 112% 35,000 100% 37,619 134% 28,266 202% 100 143%	
ウ	組合費(組合員賦課金及び漁業料)の完全徴収	—
エ	遊漁料完全徴収のための方策	適
	阿賀川漁協の下記方策により、遊漁料完全徴収が可能であることから適。	
	・漁場監視員による監視強化、支流枝線の監視巡回 ・24時間営業や早朝から営業している釣り券販売所の追加、並びに情報提供の強化	
(2)	増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。	—
(3)	同種漁業につき、遊漁の額が、次の範囲であること。	—
ア	組合費の130%以下かつ現行遊漁料金の150%以下(特別料金を除く)であること。	
(4)	1日利用料金が設けられていること。	—
(5)	1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。	—
(6)	現場加算額の改定は、2(1)イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。 ・2(1)イ及びエについて「適」であり、現場加算額の改定は必要と認められる。	適
(7)	現場加算額は、1日利用料金を上回るものでないこと。	適
	改定後の現場加算額(円) ≤ 1日利用額(円)	
	あゆ竿釣(1日) 2,420円 ≤ 2,420円	
	雑魚竿釣(1日) 700円 ≤ 700円	



遊漁規則変更認可申請書

令和3年 5月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

住 所 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙174番地の7

組合名 阿賀川非出資漁業協同組合

代表理事組合長 眞 壁 純 一



平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第18号に係る第5種共同漁業権について、別添のように阿賀川非出資漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

※添付書類

1. 内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則変更理由書
2. 新旧対照表
3. 総代会議案書
4. 総代会議事録謄本
5. 遊漁料完全徴収のための方策

(案)

3 内水漁管第 ____ 号
令和 3 年 7 月 ____ 日

福 島 県 知 事 様

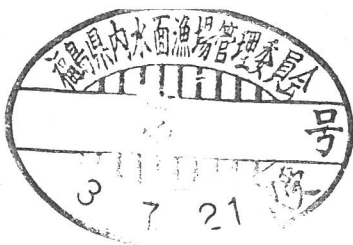
福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第 1 8 号）について（答申）

令和 3 年 7 月 ____ 日付け 3 生流第 1 5 5 7 号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

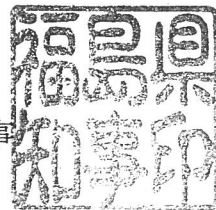
記



3 生流第 1 6 2 6 号
令和 3 年 7 月 2 1 日

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優 様

福 島 県 知 事



遊漁規則変更認可（内共第 2 1 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 7 0 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者 只見川漁業協同組合代表理事組合長 田崎 幸一

2 遊漁規則変更の内容及び理由

（1）内容

遊漁料（現場加算額）の変更

（2）理由

無券遊漁者の抑止と遊漁料増加による財政状況改善のため

3 添付書類

（1）遊漁規則変更新旧対照表

（2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379）

只見川漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変 更 (案)			現 行		
第一条～第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。			第一条～第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。		
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
	あゆ	手釣、竿釣 一日 二、〇〇〇円(事務所又は取扱所) 一日 四、〇〇〇円(遊漁現場) 一年 七、〇〇〇円		あゆ	手釣、竿釣 一日 二、〇〇〇円(事務所又は取扱所) 一日 二、五〇〇円(遊漁現場) 一年 七、〇〇〇円
	こい、ふな、うぐい、やまめ、いwana	手釣、竿釣 一日 一、〇〇〇円(事務所又は取扱所) 一日 二、〇〇〇円(遊漁現場) 一年 四、〇〇〇円		こい、ふな、うぐい、やまめ、いwana	手釣、竿釣 一日 一、〇〇〇円(事務所又は取扱所) 一日 一、五〇〇円(遊漁現場) 一年 四、〇〇〇円
2 略			2 略		
第八～第十一条 略			第八～第十一条 略		
附 則					
この規則は、令和四年四月一日から施行する。					

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

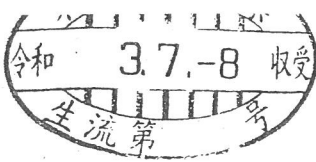
公示番号及び申請者		内共第21号 只見川漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 遊漁料完全徴収のための方策 5 通常総会議事録謄本 6 通常総会議案書（令和3年度）
変更内容		第7条に規定するあゆ並びこい、ふな、うぐい、やまめ及びいわなの手釣・竿釣に係る遊漁料（現場加算額）の変更。
変更理由		・組合員の高齢化や脱退が進み、組合員数が大幅に減少しており、賦課金や遊漁料の事業収入の減少が著しい。 また、事業支出についても、事業収益は赤字で補助金の依存度が高く、財政状況は厳しい。その対策の一つに、無鑑札の遊漁者に対し、事前に遊漁券を購入して頂くことを促すことで、無券遊漁者の抑止や遊漁料の増収につなげるため遊漁料の変更（現場加算額の変更）をするもの。
水第48条第50条第52条関係法係	総会の議決	令和3年6月28日（月）
	正組合員数	307名
	出席した正組合員数	223名 （本人出席8名、書面議決215名）
	賛成者数	222名（議長を除く全員）賛成（出席者7名、書面議決215名を含む）
	適否	適
漁第17条関係法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	－（遊漁を制限する事項に関して変更なし）
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	適（県の遊漁規則認可基準及び遊漁規則認可基準細則を満たしている）

遊漁規則認可基準に基づく審査内容一覧

(内共第21号 只見川漁業協同組合 令和3年6月28日付け変更認可事前申請)

【現場加算額の変更申請】……遊漁規則認可基準の規定により、2-(6)および(7)の審査

認可基準	内 容															適否	
1	遊漁を不当に制限しないものであること。															—	
(1)	組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。																
2	遊漁料の額が妥当なものであること。															適	
(1)	遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。																
ア	一般管理費の経費節減																—
イ	増殖事業の適正化																適
	・令和元年度:全ての魚種について目標増殖量を達成している。																
	・令和2年度:こい、ふな、あゆ、うぐい、いわなについて目標増殖量を達成している。																
	やまめについては、目標増殖量を概ね達成している。																
	</																



第4号様式

遊漁規則変更認可申請書

令和3年6月28日

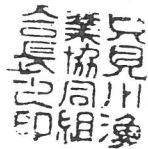
福島県知事 様

住 所：福島県河沼郡柳津町大字柳津

字諏訪町甲61番地2

組 合 名：只見川漁業協同組合

代表者名：代表理事組合長 田 崎 幸



平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第21号に係る第5種共同漁業権について、別添のように只見川漁業協同組合内共21号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、許可を申請します。

(案)

3 内水漁管第____号
令和 3 年 7 月 ____日

福 島 県 知 事 様

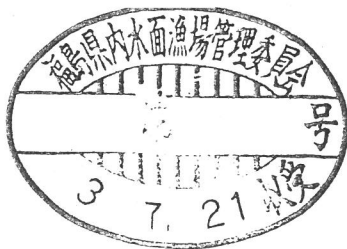
福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第 2 1 号）について（答申）

令和 3 年 7 月 ____日付け 3 生流第 1 6 2 6 号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記



3 生流第 1 6 8 8 号
令和 3 年 7 月 2 1 日

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優 様

福 島 県 知 事



遊漁規則変更認可（内共第 2 4 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 7 0 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者 伊北地区非出資漁業協同組合代表理事組合長 目黒 芳雄

2 遊漁規則変更の内容及び理由

（1）内容

- ① 遊漁の禁止区域の追加（只見湖）
- ② 遊漁料の納付方法の追加
- ③ 遊漁承認証に関する事項の追加
- ④ ②及び③による遊漁承認証の変更及び新設

（2）理由

- ① 遊漁者の安全を確保するため
- ②～④遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性の向上を図り、販売増及び管理負担減が見込まれるため。

3 添付書類

（1）遊漁規則変更新旧対照表

（2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379）

伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変 更 (案)		現 行	
第一条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。 2～3 略 第三条～第四条 略 (禁止区域) 第五条 前条に規定する期間であつても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。		第一条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。 2～3 略 第三条～第四条 略 (禁止区域) 第五条 前条に規定する期間であつても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。	
区 域	期 間	区 域	期 間
田子倉湖 南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤下流端から下流八五〇メートルまでの区域 南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流左岸約三〇〇メートルに位置する若宮八幡神社湖畔突起部一本松の地点と同右岸約一、〇〇〇メートル	周年	田子倉湖 南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤下流端から下流八五〇メートルまでの区域 南会津郡只見町地内電源開発株式会社田子倉発電所堰堤上流端から上流左岸約三〇〇メートルに位置する若宮八幡神社湖畔突起部一本松の地点と同右岸約一、〇〇〇メートル	通年

2
3
略

只見湖	南会津郡只見町地内電源開発株式会社只見発電所堰堤下流端から下流三〇〇メートルまでの区域	周年
支流叶津川	JR只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域	五月一五日から六月三〇日まで
支流蒲生川	JR只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域	五月一五日から六月三〇日まで
滝湖	大沼郡金山町地内電源開発株式会社滝発電所堰堤上流端から上流二〇〇メートルまでの区域	周年

只見湖	に位置する白戸川合流地点を結んだ直線及び両地点を湖岸と堰堤を経由した線により囲まれた区域並びに同堰堤の上流端から下流五〇メートルまでの区域	五月一五日から六月三〇日まで
支流叶津川	JR只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域	五月一五日から六月三〇日まで
支流蒲生川	JR只見線鉄橋下流端から下流只見川との合流点までの区域	五月一五日から六月三〇日まで
滝湖	大沼郡金山町地内電源開発株式会社滝発電所堰堤上流端から上流二〇〇メートルまでの区域	通年

2
3
略

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 略

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

(1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所

(2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認取扱所

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 略

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

(1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所

(2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認取扱所

(3) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2| オンラインシステムで交付する遊漁証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第三号とする。

3| 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第九ノ第十一条 略

附 則

この規則は、認可の日から施行する。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2| 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第九ノ第十一条 略

伊北地区非出資漁業協同組合 別表 新旧対照表 (内共第24号)

変 更 (案)

現 行

別記様式第1号 遊漁承認証

別記様式第1号 遊漁承認証

No.

遊 漁 承 認 証

下記のとおりに遊漁を承認します。

表

記

遊漁者 氏名	(削除) _____
承認期間	(削除) _____
魚 種	
漁具・漁法	
遊 漁 料	(削除) _____
発 行 者	伊北地区非出資漁業協同組合 ㊤

承認期間
魚 種
漁具・漁法
遊 漁 料
発 行 者

伊北地区非出資漁業協同組合 ㊤

注 意 事 項

裏

- 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。
い。
- 2 本証を他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
- 4 竿数は1人2本以内とする。

遊 漁 区 域 ○○○○○○○○○○○○○○

No.

遊 漁 承 認 証

下記のとおりに遊漁を承認します。

表

記

遊漁者	(住所) _____
	(氏名) _____
	(年齢) _____

承認期間
魚 種
漁具・漁法
遊 漁 区 域
遊 漁 料
発 行 者

伊北地区非出資漁業協同組合 ㊤

写 真
添 付

注 意 事 項

裏

- 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証を他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

変 更 (案)

現 行

別記様式第2号 (略)

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号 (第8条関係)

年券／日券

承認期間

0000年00月00日 (日券)

0000年00月00日～00月00日 (年券)

氏 名 0000

魚 種 全魚種

漁具・漁法 0000

遊 漁 料 0000円

取 扱 者 伊北地区非出資漁業協同組合 ⑩

遊 漁 区 域 000000000000

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証を他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
- 4 竿数は、1人2本以内とする。

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

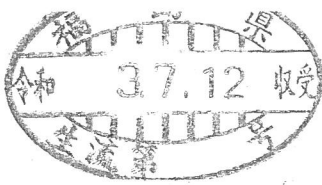
公示番号及び申請者		内共第24号 伊北地区非出資漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 通常総会議事録謄本 5 通常総会議案書（令和3年度）
変更内容		① 第5条に規定する禁止区域（只見湖）の追加 ② 第7条に規定する遊漁料の納付方法の追加 ③ 第8条に規定する遊漁承認証に関する事項の追加 ④ 別記様式第1号の変更、及び上記②③による様式の新設（別記様式第3号）
変更理由		①管理会社である電源開発株式会社が只見ダムの上流にダムの安全運営のために危険区域の設定をしていることから、遊漁者の安全のために禁漁区域を設けるため。 ②遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性の向上を図り、販売増及び管理負担減が見込まれるため。
水第48条第50条第52条関係法係	総会の議決	令和3年6月20日（日）
	正組合員数	152名
	出席した正組合員数	141名 （本人出席18名、委任状13名、書面議決110名）
	賛成者数	140名（議長を除く全員）賛成（出席者17名、委任状13名、書面議決110名を含む）
	適否	適
漁第17業0条関係法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	—（遊漁料の額に関して変更なし）

遊漁規則認可基準に基づく審査内容一覧

(内共第24号 伊北地区非出資漁業協同組合 令和3年7月8日付け変更認可事前申請)

認可基準	内 容	適否
1	遊漁を不当に制限しないものであること。	適
(1)	組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。	
ア	漁場区域	
	漁業権行使規則においても、同様に、区域及び期間を定めているもの。	
イ	採捕期間	
ウ	全長制限	
エ	漁具漁法	
オ	その他	
2	遊漁料の額が妥当なものであること。	—
(1)	遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	
ア	一般管理費の経費節減	
イ	増殖事業の適正化	
ウ	組合費(組合員賦課金及び漁業料)の完全徴収	
エ	遊漁料完全徴収のための方策	
(2)	増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。	
(3)	同種漁業につき、遊漁の額が、次の範囲であること。	
ア	組合費の130%以下かつ現行遊漁料金の150%以下(特別料金を除く)であること。	—
(4)	1日利用料金が設けられていること。	
(5)	1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。	—
(6)	現場加算額の改定は、2(1)イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	
(7)	現場加算額は、次の範囲内であること。	—

R30715



第4号様式



遊漁規則変更認可申請書

令和3年7月8日

福島県知事 様

福島県南会津郡只見町大字只見字田中 1215-1

伊北地区非出資漁業協同組合

代表理事組合長 目黒 芳雄



平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第24号に係る第5種共同漁業権について、別添のように伊北地区非出資漁業協同組合内共24号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

(案)

3 内水漁管第 ____ 号
令和 3 年 7 月 ____ 日

福 島 県 知 事 様

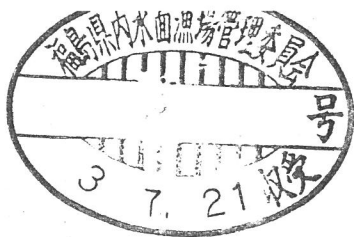
福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第 2 4 号）について（答申）

令和 3 年 7 月 ____ 日付け 3 生流第 1 6 8 8 号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

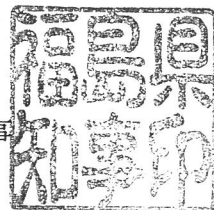
記



3 生流第 1 7 0 1 号
令和 3 年 7 月 2 1 日

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優 様

福 島 県 知 事



遊漁規則変更認可（内共第 2 7 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 7 0 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者 伊北地区非出資漁業協同組合代表理事組合長 目黒 芳雄

2 遊漁規則変更の内容及び理由

（1）内容

- ① 遊漁料の納付方法の追加
- ② 遊漁承認証に関する事項の追加
- ③ 遊漁承認証の変更及び新設

（2）理由

遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、管理負担減による収益性の改善を見込むもの。

3 添付書類

（1）遊漁規則変更新旧対照表

（2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379）

伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変 更 (案)	現 行
第一条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認をうけなければならない。 2 3 略 第三条 第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 略 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所 (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所 (3) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。) (遊漁承認証に関する事項) 第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記第三号とする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第九条 第十一条 略 附 則 この規則は、認可した日から施行する。	第一条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認をうけなければならない。 2 3 略 第三条 第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 略 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 (1) 伊北地区非出資漁業協同組合事務所 (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所 (遊漁承認証に関する事項) 第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第九条 第十一条 略

別記様式第1号 遊漁承認証

別記様式第1号

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

בין

氏名 遊漁者

(削除)

(削除)

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁料
發行

(削除)

伊北地区非出資漁業協同組合

伊北地区非出資漁業協同組合

項
事
意
注

喪

- 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。
い。
- 2 本証を他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、本証を提示しなければならない。
- 4 竿数は1人2本以内とする。

遊漁区域

表

No.

遊漁承認証

下記のとおりに遊漁を承認します。

10

王

(氏名)

(年齡)

承認期間

魚種

漁具 · 漁法

· 区域 · 游漁

游漁料

者
行
登

事項注意

喪

- 1 遊漁者は遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証を他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。

変更(案)

現行

別記様式第2号(略)

別記様式第2号(略)

別記様式第3号(第8条関係)

年券/日券

承認期間

0000年00月00日(日券)

0000年00月00日~00月00日(年券)

氏名 0000

魚種 全魚種

漁具・漁法 0000

遊漁料 0000円

取扱者 伊北地区非出資漁業協同組合 印

遊漁区域 000000000000

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証を他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示しなければならない。
- 4 竿数は、1人2本以内とする。

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第27号 伊北地区非出資漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 通常総会議事録謄本 5 通常総会議案書（令和3年度）
変更内容		① 第7条に規定する遊漁料の納付方法の追加 ② 第8条に規定する遊漁承認証に関する事項の追加 ③ 別記様式第1号の変更、及び上記①②による様式の新設（別記様式第3号）
変更理由		遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、管理負担減もよる収益性の改善を見込むもの。
水第48条第50条第52条関係 協法係	総会の議決	令和3年6月20日（日）
	正組合員数	152名
	出席した正組合員数	141名 （本人出席18名、委任状13名、書面議決110名）
	賛成者数	140名（議長を除く全員）賛成（出席者17名、委任状13名、書面議決110名を含む）
	適否	適
漁第17条関係 業0条法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	—（遊漁料の額に関して変更なし）

遊漁規則認可基準に基づく審査内容一覧

(内共第27号 伊北地区非出資漁業協同組合 令和3年7月8日付け変更認可事前申請)

認可基準	内 容	適否
1	遊漁を不当に制限しないものであること。	適
(1)	組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。	
2	遊漁料の額が妥当なものであること。	—
(1)	遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	
ア	一般管理費の経費節減	
イ	増殖事業の適正化	
ウ	組合費(組合員賦課金及び漁業料)の完全徴収	
エ	遊漁料完全徴収のための方策	
(2)	増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。	—
(3)	同種漁業につき、遊漁の額が、次の範囲であること。	—
ア	組合費の130%以下かつ現行遊漁料金の150%以下(特別料金を除く)であること。	
(4)	1日利用料金が設けられていること。	—
(5)	1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。	—
(6)	現場加算額の改定は、2(1)イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	—
(7)	現場加算額は、次の範囲内であること。	—

R30715



遊漁規則変更認可申請書

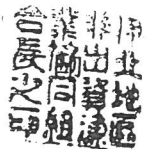
令和3年7月8日

福島県知事 様

福島県南会津郡只見町大字只見字田中 1215-1

伊北地区非出資漁業協同組合

代表理事組合長 目黒 芳雄



平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第27号に係る第5種共同漁業権について、別添のように伊北地区非出資漁業協同組合内共27号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

(案)

3 内水漁管第____号
令和 3 年 7 月 ____ 日

福 島 県 知 事 様

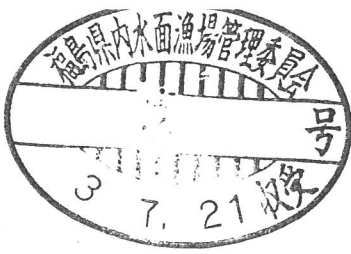
福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第 2 7 号）について（答申）

令和 3 年 7 月 ____ 日付け 3 生流第 1 7 0 1 号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

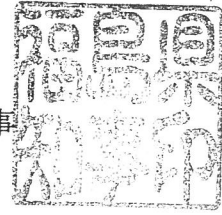
記



3 生流第 1 4 6 8 号
令和 3 年 7 月 2 1 日

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優 様

福 島 県 知 事



遊漁規則変更認可（内共第 2 5 号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 7 0 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者 南会津西部非出資漁業協同組合代表理事組合長 斎藤 和夫
- 2 遊漁規則変更の内容及び理由
 - （1）内容
遊漁料減免対象者の追加
 - （2）理由
遊漁者の増加を促すため。
- 3 添付書類
 - （1）遊漁規則変更新旧対照表
 - （2）遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上利佳子 電話 024-521-7379）

南会津西部非出資漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変 更 (案)			現 行		
第一条～第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生、肢体不自由者又は女性の場合は当該額の二分の一に相当する額とする。			第一条～第六条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときは当該額の二分の一に相当する額とする。		
魚 種	あゆ	竿釣 さお	一日 二、五〇〇円(組合事務所又は取扱所) 一日 五、〇〇〇円(遊漁現場) 一年 一二、〇〇〇円(組合事務所又は取扱所)	魚 種	あゆ
	いwana、やまめ、うぐい	竿釣 さお	一日 一、一〇〇円(組合事務所又は取扱所) 一日 二、〇〇〇円(遊漁現場) 一年 六、五〇〇円(組合事務所又は取扱所)	漁具・漁法	竿釣 さお
	い	一年	六、五〇〇円(組合事務所又は取扱所)	遊 漁 料	い
2 略			2 略		
第八～第十一条 略			第八～第十一条 略		
附 則			この規則は、令和四年一月一日から施行する。		

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第25号 南会津西部非出資漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 総代会議事録謄本 5 総代会議案書（令和3年度）
変更内容		第7条に規定する遊漁料減免に女性を追加。
変更理由		組合員と遊漁者の高齢化及び地区内の人口減少等で財政状況が厳しい。 近年は、女性釣り師の増加等、釣りへの関心が高まっていることから、遊漁者の拡大を図り、遊漁者の増加につなげるもの。
水第 48 条第 50 条第 52 条関 法係	総代会の議決	令和3年4月29日（木）
	総代数	100名
	出席した総代数	89名 (本人出席1名、書面議決88名)
	賛成者数	88名（議長を除く全員）賛成（書面議決88名含む）
	適否	適
漁第 1 7 業0 条関 法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	一 （遊漁料の額に関して変更なし）

遊漁規則認可基準に基づく審査内容一覧

(内共第25号 南会津西部非出資漁業協同組合 令和3年5月17日付け変更認可事前申請)

認可基準	内 容	適否
1	遊漁を不当に制限しないものであること。	適
(1)	組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。	
2	遊漁料の額が妥当なものであること。	—
(1)	遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	
ア	一般管理費の経費節減	
イ	増殖事業の適正化	
ウ	組合費(組合員賦課金及び漁業料)の完全徴収	
エ	遊漁料完全徴収のための方策	
(2)	増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。	—
(3)	同種漁業につき、遊漁の額が、次の範囲であること。	—
ア	組合費の130%以下かつ現行遊漁料金の150%以下(特別料金を除く)であること。	
(4)	1日利用料金が設けられていること。	—
(5)	1日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。	—
(6)	現場加算額の改定は、2(1)イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。	—
(7)	現場加算額は、次の範囲内であること。	—

R30715



第4号様式



遊漁規則変更認可申請書

令和3年5月17日

福島県知事 様

南会津郡南会津町山口字堀田770-1

南会津西部非出資漁業協同組合

代表理事組合長 斎藤 和夫

平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第25号に係る第5種共同漁業権について、別添のように南会津西部非出資漁業協同組合内共25号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

(案)

3 内水漁管第____号
令和 3 年 7 月 ____ 日

福 島 県 知 事 様

福島県内水面漁場管理委員会
会 長 片 山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第 2 5 号）について（答申）
令和 3 年 7 月 ____ 日付け 3 生流第 1 3 6 8 号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

遊漁規則の変更手続きについて

令和2年2月13日
福島県水産課

1 総(代)会の開催

水産業協同組合法第48条第1項第9号に定められているため、総(代)会の議決が必要です。

- ※ 総(代)会の開催前に、事前に理事会において議題を確認しておいてください。
- ※ 議題は「遊漁規則の変更について」としてください。
- ※ 議案の採決の際には賛成者の人数をはっきりさせ、議事録に記載してください。
(「異議無しの声多数」などの採決は不適當です)
- ※ 附帯決議として「行政庁の指導により、字句の修正等の変更がありえる」等の内容を記載してください。

2 申請書の提出

必要書類

(1) 遊漁規則変更認可申請書

- ※ 様式は福島県内水面漁業調整規則第4号様式を参照してください。

(2) 遊漁規則変更新旧対照表

(3) 遊漁規則変更理由書

- ※ 遊漁規則を変更したい理由を記し、任意様式により作成してください。
- ※ 「行政庁の指導により、字句の修正等の変更がありえる」等の内容を記載してください。

(4) 総(代)会議事録謄本

(5) 総(代)会議案書

—遊漁料の増額改定の場合—

(6) 「遊漁料算定方法」を記述した書類

- ※ 任意様式により作成してください。

(7) 「遊漁料完全徴収のための方策」について記述した書類

- ※ 任意様式により作成してください。

(8) 過去2年の総(代)会資料

※現場加算額の増額改定の場合は、(6)及び(8)は必要ありません。

3 認可・施行

遊漁規則認可基準により審査のうえ、内水面漁場管理委員会へ諮問され、その答申を得て、知事によって認可されます。なお、現場加算額の増額改定のための遊漁規則変更の場合は、遊漁規則認可基準2(6)及び(7)のみを審査いたします。

変更された規則の施行日から、新しい規則が適用となります。なお、変更認可された遊漁規則は県報に公示されます。

遊 漁 規 則 認 可 基 準

1 遊漁を不当に制限しないものであること。

(1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

ア 漁場区域

イ 採捕期間

ウ 全長制限

エ 漁具漁法

オ その他

2 遊漁料の額が妥当なものであること。

(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

ア 一般管理費の経費節減

イ 増殖事業の適正化

ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収

エ 遊漁料完全徴収のための方策

(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。

(3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。

ア 組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。

(4) 一日利用料金が設けられていること。

(5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。

(6) 現場加算額の増額改定は、2（1）イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

(7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。

(8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

(付 則)

1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。

2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

(付 則)

1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

(付 則)

1 この基準は、令和2年 2月13日から施行する。

遊 漁 規 則 認 可 基 準 細 則

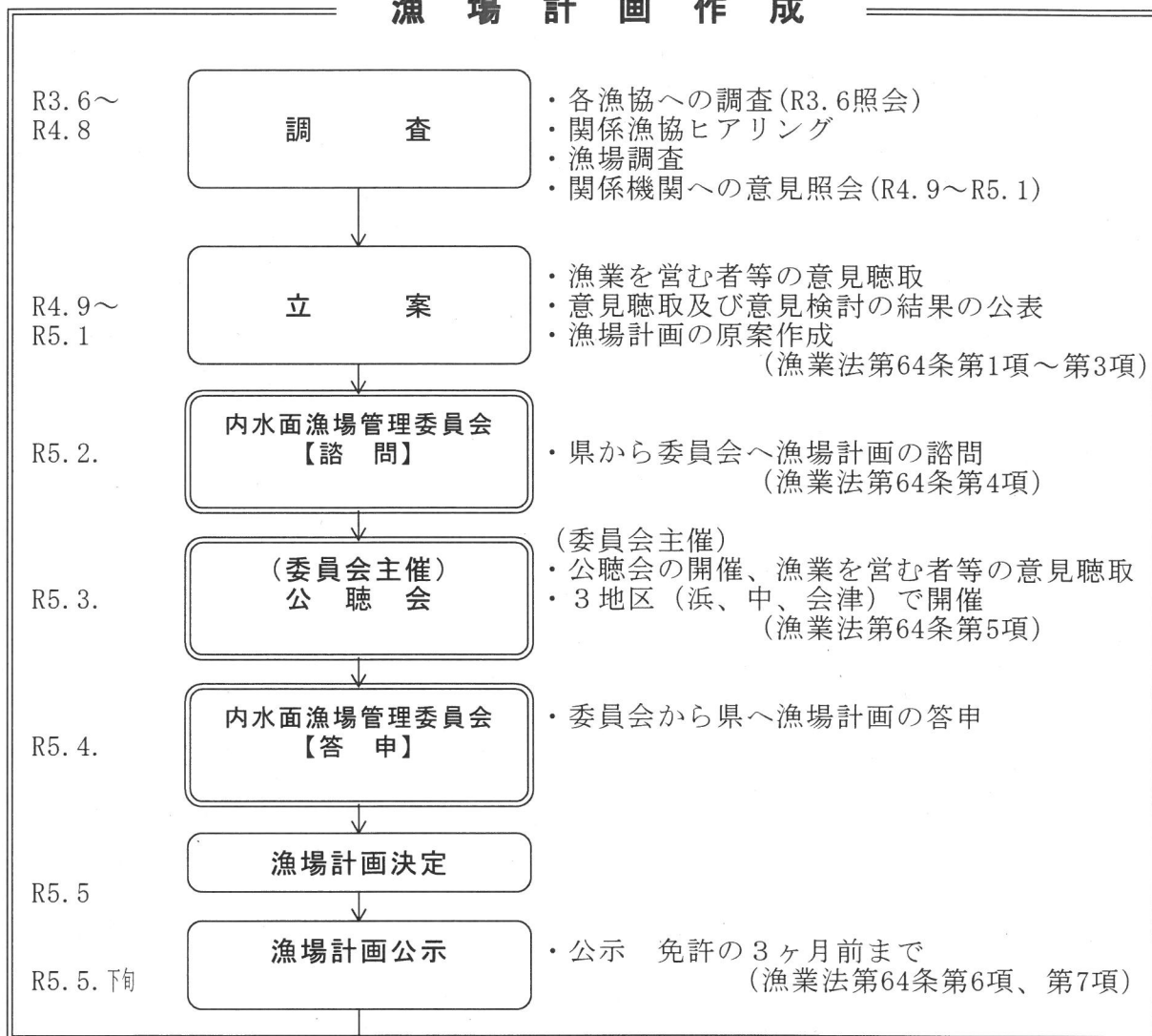
平成5年3月15日

- 1 遊漁を不当に制限しないものであることについて
 - ア 漁場区域 漁業権行使規則の規定と同じであること。
 - イ 採捕期間 漁業権行使規則の規定と同じで、かつ、福島県内水面漁業調整規則の規定に抵触していないこと。
 - ウ 全長制限 同上
 - エ 漁具漁法 漁業権行使規則に経験年数又は統数制限を行っているもの以外は、遊漁者の漁具漁法として認めていること。
 - オ その他 漁場の特殊事情によりなんらかの規定・制限等を行う場合は、組合員と遊漁者とが同一になっていること。
- 2 遊漁料の額が妥当なものであることについて
 - (1) 遊漁料の増額改定を行おうとする組合は、あらかじめ次に掲げる資料の全部又は一部を準備し、県と協議すること。
 - ア 過去2か年の決算書及び収支予算書
 - イ 過去2か年の増殖実績及び増殖計画
 - ウ 過去2か年の組合費納入状況
 - エ 過去2か年の遊漁料収入状況及び遊漁承認証発行枚数
 - オ 遊漁料徴収方法
 - (2) 組合経営の健全化のために改善を行っているかの判断は、次による。
 - ア 一般管理費のうち支出が前年度に比べ相当増加している科目又は必要以上に支出していると判断される科目については、事情を確認し経費節減可能額を求め、その金額を除いた額をもって支出額とみなす。
 - イ 組合から提出された増殖計画は、県が別に定める河川別有効放流量（以下「有効放流量」と言う。）の範囲内であること。この場合、有効放流量が賄える額以上に種苗放流費を支出している組合にあっては、有効放流量が賄える額を種苗放流費とみなす。
 - ウ 組合費は、完全徴収した額を決算額とみなす。
ただし、住所不明その他特別の事情により徴収が不能な場合はこの限りでない。
 - エ 上記ア～ウの見直しを行った後の純利益が、見直し後の総支出額に当該年度の消費者物価指数を乗じた額及び経営安定化のために必要な額（収入決算額が1,000万円以下の組合にあっては、その10%、1,000万円を超える組合にあっては、100万円又は5%まで）の合計額以上の場合、申請することができない。
 - (3) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入を上回っているかの判断は、次による。
 - ア さけ増殖事業を行っていない組合
$$(\text{採捕費} + \text{種苗費} + \text{放流費} + \text{監視費} + \text{河川管理費}) + (\text{一般管理費} \times 1/2)$$
$$= \text{増殖及び漁場管理費} > \text{遊漁料}$$
 - イ さけ増殖事業を行なっている組合
$$(\text{採捕費} + \text{種苗費} + \text{放流費} + \text{監視費} + \text{河川管理費}) - (\text{さけ増殖事業に要した経費})$$
$$+ (\text{一般管理費} \times 1/3) = \text{増殖及び漁場管理費} > \text{遊漁料}$$
 - (4) 年利用料金基本額とは、組合費×130%で求められた額を言う。この場合において認可限度額は、年利用料金基本額の100円未満を四捨五入した額（消費税を含む。）とする。
 - (5) 遊漁料基本額とは、年利用料金基本額又は年利用料金基本額×25%で求められた額を言う。この場合において日釣りの認可限度額は、遊漁料基本額の100円未満を四捨五入した額（消費税を含む。）とする。

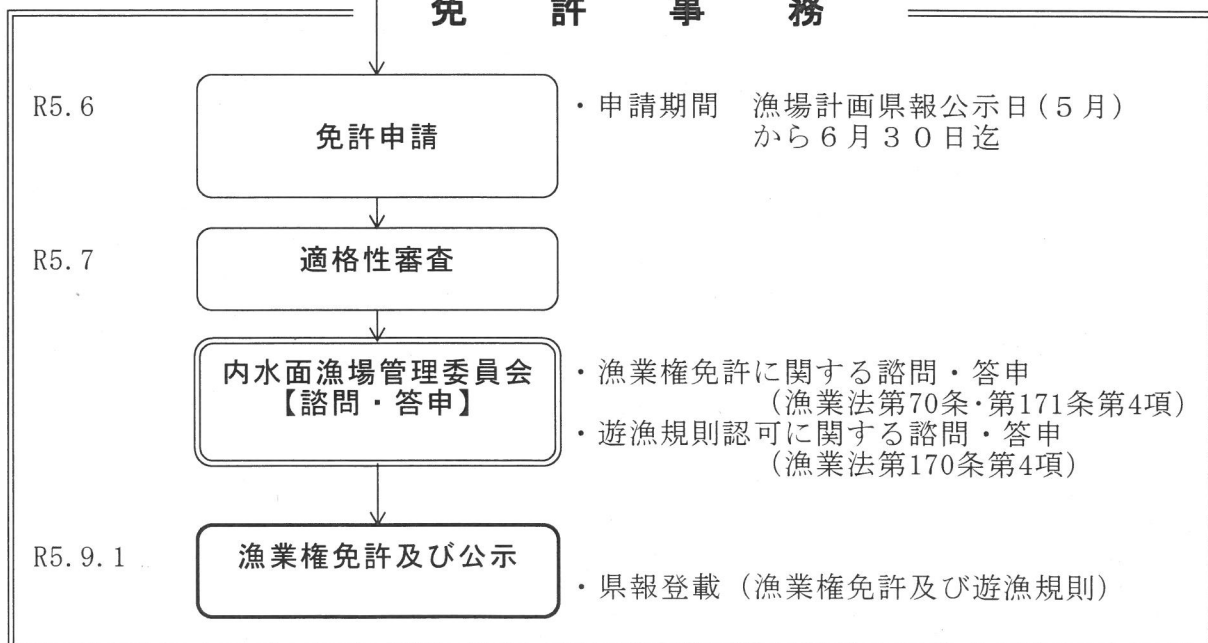
第五種共同漁業権一斉切替事務日程について

令和3年7月30日

漁場計画作成



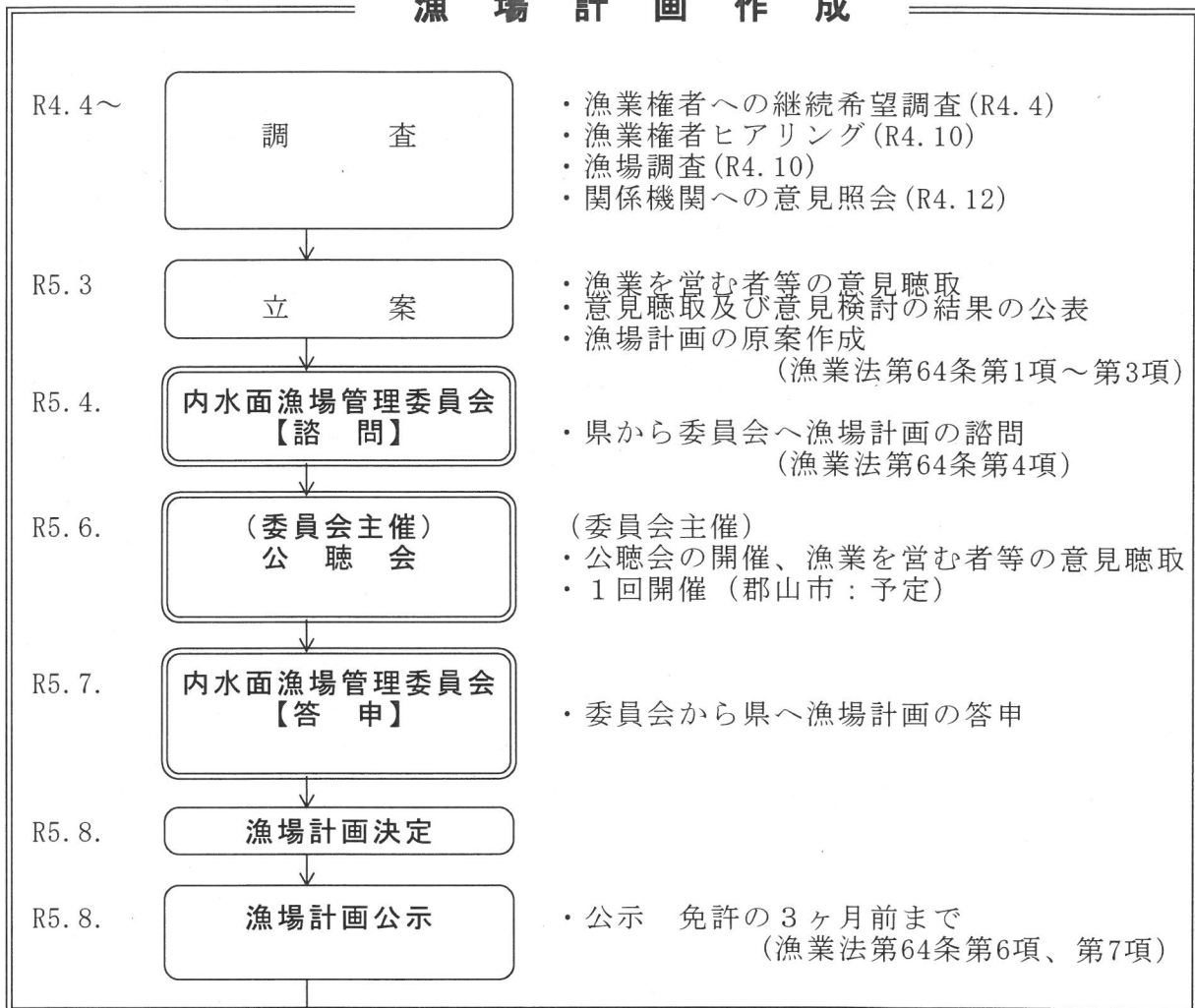
免許事務



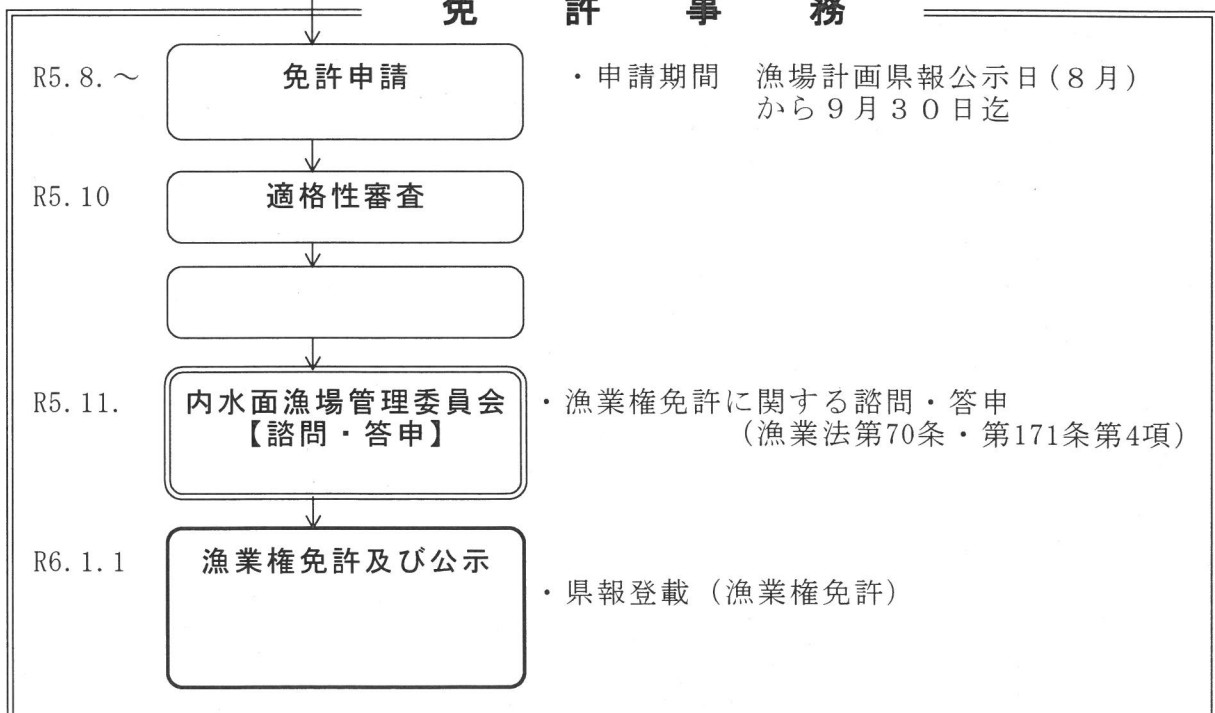
第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について

令和3年7月30日

漁 場 計 画 作 成



免 許 事 務



漁業法

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画の作成の手續)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

漁業法

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第三節 漁業権

第一款 漁業の免許

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

第八章 内水面漁業

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

漁業法

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第三節 漁業権

第一款 漁業の免許

第八章 内水面漁業

(遊漁規則)

第七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

漁業法施行規則

第二章 漁業権及び沿岸漁場管理

(都道府県知事による意見の聴取)

第二十二条 都道府県知事は、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 2 法第六十四条第一項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

(海区漁業調整委員会による意見の聴取)

第二十三条 法第六十四条第五項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の公聴会に出席して意見を述べようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

- 2 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による申出をした者が多数あることにより、公聴会の期日において、これらの者の全てに意見を述べさせることができないと認めるときは、意見を述べることができる者の数を制限することができる。この場合において、海区漁業調整委員会の会長は、多様な趣旨の意見を聴取することを旨として、公聴会において意見を述べることができる者を定めるものとする。
- 3 海区漁業調整委員会の会長は、前項の規定による制限によって公聴会において意見を述べることができないこととなる者に対して、その旨を通知しなければならない。

(海区漁場計画等を作成したときの公表事項)

第二十四条 法第六十四条第六項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十四条第四項の規定により聴いた海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
- 二 漁場図
- 三 その他参考となるべき事項

令和3年度

通 常 総 会 議 案

期 日 : 令和3年5月31日(月)

全国内水面漁場管理委員会連合会

通 常 総 会 次 第

議 事

第 1 号議案 令和 2 年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

第 2 号議案 令和 3 年度事業計画案及び収支予算案について

第 3 号議案 令和 3 年度提案書案について

第 4 号議案 次期役員案について

第 2 号議案

令和 3 年度事業計画案及び収支予算案について

令和3年度事業計画書（案）

令和3年4月1日～令和4年3月31日

内水面漁業は、特色ある地域産業として、国民への食料供給に大きな役割を果たすとともに、その生産の基盤である河川・湖沼は、多様な生物の繁殖・育成の場となるほか、生活に必要な水の供給、国民の憩いの場を提供する豊かな水辺空間の創造など、国土の自然環境の保全についても密接な関わりを有する産業となっております。

しかしながら、河川・湖沼を取り巻く環境は、水質や水量の変化、河川工作物が水産生物に与える影響など、依然として内水面漁業にとって厳しいものであると言えます。

さらには、コイヘルペスウィルス病や冷水病をはじめとする各種魚病や、オオクチバス・ブルーギル等の外来魚、カワウ等の鳥類による有用魚類等の食害の問題も、内水面漁業に大きな影響を及ぼしているところです。

こうした状況に対し、全国内水面漁場管理委員会連合会は、会員相互の密接な連携と情報交換のもと、円滑な漁業調整等を図ることはもとより、内水面における総合的な水面利用や漁場環境保全等の推進という大きな役割を果たすべく、以下の事業を実施いたします。

1 通常総会

令和3年5月28日、東京都中央区日本橋 「日本橋フロント6階 MEETING SPACE AP 日本橋」にて開催し、以下の事項について審議する。

- (1) 令和2年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (2) 令和3年度事業計画案及び収支予算案について
- (3) 令和3年度提案書案について
- (4) 次期役員について（案）

2 内水面漁場管理委員会 70周年記念行事

令和2年は、内水面漁場管理委員会制度が発足して70年を迎えるにあたり、これを記念し、昨年度、記念行事を計画したが、未曾有の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和3年度に延期した。

そこで、令和3年5月28日開催の通常総会終了後、同会場にて、内水面漁場管理委員会制度発足70周年を記念し、委員の功績をたたえ、記念表彰を挙行するとともに、記念講演を開催する。

3 役員会

第1回： 令和3年5月28日、東京都中央区日本橋 「日本橋フロント6階 MEETING SPACE AP 日本橋」にて開催し、通常総会の運営等について審議する。

第2回： 令和4年3月に、東京都での開催を計画し、令和4年度通常総会提出議案等について審議する。

4 監事監査

令和3年5月28日、東京都中央区日本橋「日本橋フロント6階 MEETING SPACE AP 日本橋」にて、令和2年度事業及び収支決算について、監事による監査を実施する。

5 表彰選考委員会

令和4年3月、令和4年度表彰者の選考を行い、被表彰者を決定する。

6 漁場管理対策検討会

第1回：令和3年8月に開催し、令和3年度提案結果に基づき、令和4年度提案項目等について検討する。

第2回：令和4年3月に開催し、令和3年度提案書案について検討する。

7 中央提案

令和3年6月に、通常総会の決議に基づき、関係省庁に対し提案行動を実施する。

8 ブロック協議会

各ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸問題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決方を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的として、以下の予定でブロック協議会を開催する。

(1) 東日本ブロック協議会 東京都で開催（時期は10月～11月を予定）

(2) 中日本ブロック協議会 和歌山県で開催（時期は10月～11月を予定）

(3) 西日本ブロック協議会 大分県で開催（時期は10月～11月を予定）

9 研修会

各都道府県内水面漁場管理委員並びに事務局及び都道府県職員への情報提供及び資質の向上を図ることを目的として、水産庁の協力を得て、令和3年9月～10月に開催する。

10 役員県事務局長会議

第1回：令和3年9月、東京都「都道府県センター」にて開催し、予備費の有効活用等について協議する。

第2回：令和4年2月、東京都「都道府県センター」にて開催し、予備費の有効活用等について協議する。併せて、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和3年度事業結果・収支決算案、令和4年度事業計画案・収支予算案等について協議する。

11 会報等の発行

会員に対する情報の提供を目的として、会報を年1回発行する。

また、「内水面漁場管理委員会委員名簿」、「内水面漁場管理委員会指示集」、「外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成し、電子データにて会員に提供する。

【令和3年度事業予定一覧表】

開催時期	事業内容	開催場所
令和3年5月28日	令和2年度事業・収支決算監事監査 第1回役員会 令和3年度通常総会 内水面漁場管理委員会70周年記念行事 (記念表彰・記念講演)	東京都
6月	総会決議に基づく中央提案	東京都
8月	第1回漁場管理対策検討会	東京都
9月	第1回役員県事務局長会議	東京都
9～10月	研修会	東京都
10～11月	ブロック協議会 東日本 中日本 西日本	東京都 和歌山県 大分県
令和4年2月	第2回役員県事務局長会議	東京都
3月	表彰選考委員会 第2回漁場管理対策検討会 第2回役員会 会報No.113を発行	東京都

第3号議案

令和3年度提案書案について

提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和3年5月31日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

令和3年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 野 川 秀 樹

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和2年度においても未だ、共同漁業権927件中466件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、これまで開発された駆除技術等をもとに、それぞれの水域の特性に応じて効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

Ⅱ 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成２６年６月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病的の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成２８年１月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成２８年７月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成１９年には国内で初めてエドワジェラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成１５年１１月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジェラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、エドワジェラ・イクタルリ症については、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。
- 2 KHV病発生から１０年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。

- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害也多発しており、令和2年度の調査では共同漁業権 927件中586件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 カワウのみならず、サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。

併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。

- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。

- 3 漁場管理上支障を来している河川内樹木については伐採などに努めること。

- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。

また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。

さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協

同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。

- 5 オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。

- 6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。

特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

- 7 高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。

- 8 濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。

また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

- 9 アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨や、住宅等の除染によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立に取り組むこと。
- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

福島県漁業調整規則の一部改正について

令和3年7月19日
福島県水産課

1 改正の背景

令和2年12月1日漁業法が改正され、県においては、福島県漁業調整規則（昭和40年福島県規則第59号。以下「旧規則」という。）及び福島県内水面漁業調整規則（昭和41年福島県規則第34号）を廃止し、改正後の漁業法の規定に沿った福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「新規則」という。）を制定した。

今般の改正は、旧規則第45条の2で規定していた刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限を、新規則において規定するものである。

新規則制定の際、当該条項に規定する制限は、知事許可漁業の許可の条件として整理することが適当であると判断し削除したが、操業実態として、対象となる刺し網漁業は漁業権に基づくものが多く、知事許可漁業と同様に制限をする必要があることが判明したため、新規則の一部改正を行う。

2 改正の概要

さけ増殖事業が行われる主要河川の河口周辺海域で、一定期間刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業を禁止する規定を加えるもの。

罰則の適用については、旧規則と同様に設定する。

3 改正の内容

秋期におけるさけ親魚の保護を図るため、時期、区域、漁業種類を特定して制限するもの。

(1) 制限の方法

対象とする漁業について、操業を禁止する。

(2) 漁業の種類

刺し網漁業及び固定式刺し網漁業

旧規則と同様に知事許可及び漁業権に基づく当該漁業を対象とする。

また、旧規則同様にあわび及びうにを目的とするものを含むものとする。

(3) 禁止区域

別図に示す5つの区域

旧規則において禁止区域が設定されていた鮫川河口周辺区域については、現在増殖事業が行われていないことを踏まえ今回の改正により対象から除外

する。

(4) 禁止期間

10 月 15 日から 11 月 14 日まで

(5) 罰則規定

6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 スケジュール

令和 3 年 7 月 21 日～令和 3 年 8 月 20 日 パブリック・コメントの実施

令和 3 年 8 月 17 日 福島海区漁業調整委員会への諮問

令和 3 年 8 月中旬 農林水産大臣への認可申請

令和 3 年 9 月上旬 農林水産大臣の認可

令和 3 年 9 月 14 日 規則公布

令和 3 年 10 月 15 日 規則施行

福島県漁業調整規則 新旧対照表 (案)

【新】改正案	【旧】福島県漁業調整規則 (令和2年福島県規則第68号)	【参考】福島県漁業調整規則 (昭和40年福島県規則第59号) (令和2年12月1日廃止)
○福島県漁業調整規則 第一条～第四十一条 略 第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域 (前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。) においては、毎年十月十五日から十一月十四日まで、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業 (海面においてあわび及びうにをとることを目的とするものを含む。) を操業してはならない。 一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 (真野川河口及び新田川河口の最大高潮時における河口中央から半径五百五十メートル以内の海域を除く。) 点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点 点エ 南相馬市館山三角点 (標高四十九・五メートル) から九十度千五百メートルの地点 点オ 点カから九十度千メートルの地点 点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 (請戸川河口の最大高潮時における河口中央から半径五百五十メートル以内の海域を除く。) 点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点	○福島県漁業調整規則 第一条～第四十一条 略 (新設)	●福島県漁業調整規則 第一条～第四十五条 略 第四十五条の二 次に掲げる区域 (前条に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。) においては、毎年十月十五日から十一月十四日まで、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業 (第七条第一号ア又はイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。第五十七条において同じ。) を営んではならない。 一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点 点エ 南相馬市館山三角点 (標高四十九・五メートル) から九十度千五百メートルの地点 点オ 点カから九十度千メートルの地点 点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における請戸川河口中央から左岸側に直線三千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五百メートルの地点 点エ 点オから九十度千メートルの地点 点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千

点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千五百メートルの地点 点エ 点オから九十度千メートルの地点 点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（熊川河口及び富岡川河口の最大高潮時における河口中央から半径五百五十メートル以内の海域を除く。） 点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点エ 点オから九十度千メートルの地点 点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 点エから九十度千メートルの地点 点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 点エから九十度千メートルの地点 点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	メートルの最大高潮時海岸線上の地点 三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点 点エ 点オから九十度千メートルの地点 点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 点エから九十度千メートルの地点 点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点 点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点 点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時における鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
--	--

点ア 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点 点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点 点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 第四十二条～第五十六条 略 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反した者 二、三 略 2 略 第五十八条、第五十九条 略	点イ 点アから百三十五度五百五十メートルの地点 点ウ 点エから百三十五度五百五十メートルの地点 点エ 最大高潮時における鯉川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点 第四十六条～第五十七条 略 第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第十五条、第三十四条第一項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十五条、第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十八条第六項の規定に違反した者 二～四 略 2 略 第五十九条、第六十条 略	第四十二条～第五十六条 略 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反した者 二、三 略 2 略 第五十八条、第五十九条 略 (新設)
--	---	--

附 則

この規則は、令和三年十月十五日から施行する。

禁止区域図

